

## 鈴鹿医療科学大学共同研究取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本大学」）において、学外機関等と共に  
行う共同研究（研究、試験、検定、検査、調査、科学情報プログラムの作成及び機器の製  
作等）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (共同研究の受け入れ)

第2条 共同研究は本大学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育、研究に支障が  
生ずる恐れのないと認められるものについて、理事長の許可を得て、これを受け入れるこ  
とができる。

2 本学教員が個人として共同研究を受け入れてはならない。

### (共同研究の受け入れの条件)

第3条 共同研究を受け入れようとする場合は、次の各号の条件に該当するものとする。

- (1) 共同研究申込者は、共同研究費を指定した期日までに納付すること
- (2) 共同研究費により購入した設備・備品等は研究終了後も共同研究申込者に返還しないこ  
と
- (3) 共同研究申込者の都合により共同研究の全部または一部を取り消す場合は、既納の共同  
研究費を返還しないこと
- (4) 本大学または共同研究申込者の都合により、共同研究を中止することができること
- (5) 共同研究費に残額が生じた場合、当該残額は返還しないこと
- (6) 共同研究の結果については発表若しくは公開することを前提とし、共同研究者がこれを行  
うこと
- (7) 共同研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これに準  
ずる権利（以下、「知的所有権」という。）については、契約書に明記する
- (8) 天災等やむを得ない事由により共同研究を中止した場合は、本大学は共同研究申込者の  
受ける損害についてその責を負わないこと

### (共同研究申込)

第4条 共同研究申込者は、共同研究申込書（様式第1号）を作成し、共同研究する研究  
室または研究部門等の担当する教員を経て学部長（研究所においては所長）に提出するも  
のとする。

### (共同研究受入)

第5条 学部長（研究所においては所長）は、共同研究申込者から共同研究申込書の提出

があった場合は、研究担当者の意見等を聴取した上、適当と認められるときは、共同研究承認申請書（様式第2号）に前条の共同研究申込書を添付して学長を経由して理事長に申請して承認を受けなければならない。

（共同研究の承認）

第6条 理事長は、学部長（研究所においては所長）から共同研究承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、承認する旨を共同研究承諾書（様式第3号）により、学長及び学部長（研究所においては所長）並びに共同研究者を経て共同研究申込者に通知するものとする。

（共同研究契約書）

第7条 共同研究申込者は、理事長から共同研究の承認を受けたときは、速やかに共同研究契約書により契約を締結するものとする。

（共同研究契約の例外）

第8条 第3条（受け入れの条件）及び第10条（共同研究費）について、双方の合意により規程と異なる内容を協定書等にて別途定めることができる。この場合、協定書等に定めた内容が当該規程に優先する。

（共同研究の中止または変更）

第9条 共同研究者は、共同研究を中止し、またはその内容等を変更する必要があるときは、共同研究変更（中止）承認申請書（様式第5号）を学部長（研究所においては所長）及び学長を経て理事長に申請し、承認を受けるものとする。

（共同研究費）

第10条 共同研究費は、共同研究に必要な直接経費のほか本大学に納入する間接経費として25%の額を含むものとする。

（共同研究費の保管・経理）

第11条 本学は、共同研究費の納入を受けたときは、次の各号に定めるところにより、これの保管及び経理を行うものとする。

- (1) 共同研究費の納入は本大学が指定した口座「学校法人鈴鹿医療科学大学受託研究預金」へ振り込むものとする
- (2) 納入された共同研究費は、大学間接経費25%を除き、共同研究者に交付される
- (3) 共同研究費は、契約ごとに、帳簿を備え付け、領収書等を保管し、収入支出を明らかにすること

(4) 旅費については、出張記録、謝金については領収書により整理すること

(共同研究者の派遣)

第12条 共同研究者は、共同研究契約先から共同研究者を派遣された場合に理事長の許可を得て受け入れることが出来る。この際、本学においては研究員として扱われる。

(設備備品の帰属)

第13条 共同研究費により購入した設備備品は本大学に帰属し、共同研究者は共同研究完了後寄付願(様式第6号)を本大学管財課に提出するものとする。

(共同研究完了報告書)

第14条 共同研究者は、共同研究が完了したときは速やかに共同研究完了報告書(様式第7号)により学長を経て理事長に報告するものとする。

(事務)

第15条 共同研究の契約に関する事務は、研究振興課にて行う。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、運営協議会の議を経て行うこととする。

附 則

この規程は、平成29年4月11日制定し、平成29年4月1日に遡り施行する。